

改正概要説明書	
国名：オーストラリア	法令名：特許法
改正情報：2023年12月8日登録	
改正概要：	
<p>1. Intellectual Property Laws Amendment (Productivity Commission Response Part 2 and Other Measures) Act 2020 の施行(2020年2月27日)に伴う改正(第2A条, 第10条, 第55条, 第56条, 第132B条, 第133条, 第134条, 第160A条, 第161条, 第163条, 第163A条, 第165条, 第166条)</p> <p>2. 強制実施権の申請において、特許権者の権利と公共の利益との間のバランスを改善することを目的に、裁判所は従来の「公衆の合理的要求(reasonable requirements of the public)」ではなく「公共の利益(public interest)」を考慮することが必要になった。さらに、後願発明実施のために原発明の実施許諾を求める強制実施権について、後願特許の特許権者のみが申請可能でとなった。申請の際は、後願発明には、原発明に対して相当の経済的意義を持つ重要な技術的進歩を伴うことが求められる。(第132B条, 第133条, 第134条)</p> <p>3. 連邦政府及び州又は準州が主に提供又は資金提供しているサービスを提供するために、国による特許の実施規定を発令することができるようになった。(第160A条, 第161条, 第163条, 第163A条, 第165条, 第166条)</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・第2A条 本法の目的に関する新設条文である。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・第10条 国際出願日付与の要件が明確化された。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・第55条, 第56条 出願公開に関して明確化された。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・第132B条, 第133条, 第134条 強制ライセンスに関して明確化された。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・第135条, 第144条, 第146条, 第169条, 第231条, 第233条, 第234条, 第235条, 第236条, 第238条 廃止された。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・第160A条, 第161条, 第163条, 第163A条, 第165条, 第166条 国による特許の実施に関して明確化された。 	